

県出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成21年9月10日(木) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午前11時41分

場 所 第3委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹
副委員長 望月 勝
委 員 前島 茂松 堀内 富久 竹越 久高 金丸 直道
中込 博文 河西 敏郎 仁ノ平尚子

委員欠席者 高野 剛

説明のため出席した者

企画部長 中澤 正徳 企画部次長 田中 宏 企画課長 末木 浩一

県民室長 窪田 守忠 生涯学習文化課長 望月 和俊

森林環境部長 小林 勝己 林務長 前山 堅二 森林環境部次長 山本 正彦
森林環境部次長 宮島 茂 森林環境総務課長 望月 洋一
環境整備課長 橘田 恭 森林整備課長 宇野 聡夫

商工労働部長 輿水 修策 商工労働部次長 都築 敏雄
商工企画課長 清水 幹人 産業支援課長 尾崎 祐子

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 広瀬 猛
県土整備総務課長 吉澤 公博
道路整備課長 上田 仁 下水道課長 小野 邦弘 建築住宅課長 和田 健一

教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀 教育庁次長 鷹野 勝己
スポーツ健康課長 相原 繁博

警察本部長 西郷 正実 刑事部長 日原 清貴 刑事部参事官 進藤 文芳
会計課長 有泉辰二美 組織犯罪対策課長 清水 正平

議題 県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 付託案件に対する審査の結果について、「いずれの法人も概ね一定の経営努力のもとに運営されているものと認められる」とすることに決定した。

審査の概要 午前10時4分から11時41分まで出資法人の審査を行った。

まず、議題について、総括審査を行うこととした。

次に、本日の総括審査の方法は各法人の経営状況について、総括的な質疑及び意見を順次発言することとした。なお、「各法人の経営状況に対する意見」について、別紙調査表のとおり提出があり、提出者から調査表に記載の意見と併せ発言することが了承された。

次に、総括審査に入り、別紙調査表記載の意見を中心に質疑が行われた。

主な質疑等

(山梨県土地開発公社について)

前島委員

僕は、総括的なことについて、今後の山梨県土地開発公社のあり方を含めましてお尋ねします。ここに書いてきましたが、これをもとにお話しさせていただきます。

平成20年度公有地取得事業は、旧八田村ふれあい公園用地ほか8件で、土地造成事業については、市川三郷町大塚地区拠点工業団地第1期区画の土地売買契約、米倉山造成地の県との土地売買契約等の事業でありまして、これらは、ほとんど、かつての継続的な課題となった事業でありました。

御案内のように、土地開発公社の目的というのは、私が申し上げるまでもなく、いわゆる公有地等の取得、造成、管理、処分を通じまして、山梨県の土地基盤整備を軸として本県発展に寄与するという大きな役割を持たれている組織団体であるわけでありまして。

しかしながら、今の状況を見ておりますと、新規の引き合いというか取り組みの事業がない状況にありまして、1つの大きな曲がり角に立っていると申し上げても過言ではないのではないかと思うわけでありまして。

また、長期借入金22億4,500余万円と短期借入金86億4,500余万円、合計すると108億9,000万円となり、資金も底をついている状況にありまして、今後の公社運営のあり方について、大変心配しているところでありまして、そのことについて、現状と今後のあり方について、基本的なことを、まずお伺いしたいと思っております。

末木企画課長

御指摘のとおり、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷によりまして、地価の下落、そしてまた土地の継続的な上昇を前提とした公有地取得事業や土地造成事業については、事業量が減少しています。

このため、これまで、公社の職員数や管理費等の削減に取り組んできており、事業量に見合った適正な組織規模となるべく努力しているところであります。

その一方で、本県では、西関東連絡道路、リニア中央新幹線などの大規模公共事業が計画されておりまして、今後、これらの用地取得業務、公社のあっせん等の事業に対する需要が高まるものと見込まれております。

このような状況を踏まえながら、現在、公社では、そのあり方について検討しているところであります。

また、借入金の対応についてであります。短期借入金約86億5,000万円につきましては、米倉山ニュータウン造成地に係るものでありまして、これにつきましては、平成19年度に、行政改革大綱に基づきまして、県が公社に平成20年度から30年間かけて補助金を交付して借入金を処理することになっております。長期借入金22億4,000万円余のうち、公有地取得事業に係る借入金約8億4,000万円につきましては、市町村が計画的に公有地を再取得することになっておりますので、返済は確実であると見込まれます。また、残りの、地区拠点工業団地に係る約14億円につきましては、今後、保有する土地の売却等により、返済に努めていく予定でございます。

前島委員

私は、歴史的に山梨県土地開発公社の経営を見まして、やはり、本来、県政にそれなりの寄与をしていかなければいけない、そして財政についてできるだけ迷惑をかけてはいけないということだと思っております。そのために独自の公社をつくって健全な運営を求めてきたと思っております。ところが、ご承知のように、17年には110億円の土地評価損を出したり、ずっと流れを見ると、もう県政の中で土地開発公社の運営は、大変な財政出費の、負担の団体になっている。このことは、厳しい財政の中で、非常に大きな一般会計からの繰り出しをいた

だかなければ運営できない状況に立ち至っているということは、非常に重大に受けとめていかなければいけない問題ではないかなと思うんです。

そういうことを考えますと、やはり、土地開発公社の健全化を図るために、思い切った組織の見直し、縮小に取り組んでいかなければいけない。そういう意味で歴史的な曲がり角に来ているのではないかと。このまま行ったら、ほとんど、米倉山を初め、県費を投入しなければ土地開発公社自身ではこの大きな借入金等を償還できない状況を来しているわけです。そのことについて、もう少ししっかりとした見解を求めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

末木企画課長

委員の御指摘のとおり、土地開発公社は非常に大きな債務超過を抱えております。特に米倉山における特別損失ですとか、あと28年かけて解消することとしております。

そのため、経営の合理化を図りまして、できるだけ職員の数を減らすと。

それから、既に行われておりますけれども、土地開発公社、道路公社、住宅供給公社の3公社の総務経理、組織体制、役員を一元化しましてできるだけ経費をかけないと。

収入につきましては、先ほど申しましたように、あっせん事業を進めたり、土地開発公社は用地取得の経験を非常に積んでおりますので、それを生かして、例えばリニア、西関東連絡道等の大きな事業の委託を受けることにより、収入を増やす。そのように努力して、できるだけ負担を減らすように努めていきたいと思っています。

前島委員

現在、公社は、理事長1名、専務理事1名、事務局長1名、土地開発部長1名、総務企画課10名、それから土地開発課6名と、全体で20名ですよ。その中に、併任している方々がいらっしゃる。この方々の人件費総額というのはどのくらいでしょうか。あらためてお伺ひしたいと思えます。

末木企画課長

すみません。具体的な数字を把握しておりませんので、後ほど調べます。

前島委員

いずれにいたしましても、思い切った合理化を図られることが望ましいと思えます。今の状況で、これだけ大きな負担を課している公社というのは、負担の大きい最たる公社の一つだと思います。このことについては、時代が大きく変わってきている、市町村合併によって、市町村は、その役割が大きくなってきていることも含めまして、市町村の先行取得に対して取り組む課題のあり方も、抜本的に見直していった方がよいのではないかと。

そういうことも含めまして、しっかりした経営計画を公社自身がつくっていかないと、今後も足かせの公社に引き続きなっていく心配があつて、特にその点に留意してもらいたいと思うんですが。最後、部長に答えてもらいたいと思えます。

中澤企画部長

土地開発公社の経営につきましては、米倉山の評価損については県の方で支援するという仕組みが、とりあえずとられているわけですがけれども、その他にもいろいろな課題がございます。そういった中で、組織の方も、道路公社、住宅供給公社と一緒に経営することによりまして、人件費の削減、役員の削減、事務所の経費の削減等、地道な経費の削減を行っているわけですがけれども、将来的にまだ課題が多いわけですので、外部の専門家を中心とした経営検討委員会というのを立ち上げて、できれば今年度中に、経営改革に関する方針というのを、土地開発公社をはじめ、いくつかの課題のある団体についてつくることになっています。

そういったことも踏まえて、今後、債務の解消の道筋と言いますか、そうい

ったことをしていきたいと考えていますので、一所懸命、そちらの方で委員会の意見も聞きながら、経営改革に関する方針をつくっていききたいと。

そういった中では、県民の理解も得る中で、県としてもどういった支援ができるのか、出資者としてできるのかということについても検討していきたいと考えています。

他委員の質疑・意見 な し

(やまなみ文化基金について)

望月委員

やまなみ文化基金についてお伺いいたします。

まず1点、助成している文化団体等の事業とは、具体的にどのようなものか。また、この事業に対して県民への周知徹底をどのようにしているのかお伺いします。

望月生涯学習文化課長 助成対象の具体的な事業ですけれども、音楽やコンサート、あるいは文化芸能の発表等県民の文化意識の高揚を図るための事業や、地域の伝統芸能文化の保存や、新しい文化の創造にかかわるような事業も推進しております。事業そのものは、それぞれの実行委員会が、事業実施に当たってPR等をしております。

望月委員

県としては、県民へのこの事業の周知徹底をどのようにとり行っているのか、ちょっとその点もお願いします。

望月生涯学習文化課長 行われる事業、各イベント、その事業そのものは、実施主体がそれぞれございますので、そちらのほう为主体となって広報しております。県のほうで、それぞれPRするということは特にやっておりません。

望月委員

そうすると、今のお話だと、各実行委員会の活動に任せていると。県としてはタッチしないということでございますね。そうすると、基金だけは県のほうで一応やるんですけど、県としては、そうした主体的な指導とかを各実行委員会とか活動事業に対して行いはしないということですか。各実行委員会に任せちゃっているんですか。

望月生涯学習文化課長 助成の趣旨に沿った事業を実際つくるわけですけども、そういうものに対して費用の一部を助成するという基金でございますので、その事業の内容そのものについては、主催者側が整理して組み立ててくるという流れです。

望月委員

その事業に対しては、県としてはチェックは行わないというか、受けたものは全部通して資金をそちらへ回すということの理解でいいですか。

望月生涯学習文化課長 それぞれの助成に当たりまして、要綱等もございますので、その要綱にのっとった事業内容を確認させていただいて、それで見合ったものであるならば助成をさせていただくという形になると思います。

望月委員

わかりました。要綱等クリアしていれば県としてはオーケーということで資金の支払い、支援をするということですね。

次に、このやまなみ文化基金の基本財産の運営方法等について、県としては、どのようにして各事業者に支援するのを決めていくのか、そこらをちょっとお聞きしたいんですけど。

望月生涯学習文化課長 基金の運用につきましては、当然安全性、それから確実性を第一として運用しているわけですが、具体的な運用に当たりましては、預けるときに考慮するのは、その時点の金融市場の経済状況でありますとか、その利率、発行価格と発行条件、それから、発行元や取扱会社の信用性、格付みたいなものも総合的に勘案いたしまして、安全、確実性、さらには運用益が一番期待できるところをということで選んだ上で、理事会に諮り運用させていただいております。

望月委員 今、お話を聞いていますと、この基金を支援しているわけですが、その運営方法の状況、今言った利益の出るもの、有益性のあるもの、そういった事業に対して、県としては一応チェックは全部しているわけですね。各事業体から出た、資金運営に対しての。

望月生涯学習文化課長 運用先のチェックという意味でございましょうか。

望月委員 今のお話にありました、利益性の面からいって、事業体によって利益の出るもの、また、活動によって将来的にそうした営業の中で有益性の持てるものについて、一応、支援した資金についてはその報告があるわけですね、県へのほうへ。収支決算とかそういうものの。

望月生涯学習文化課長 基金につきましては、県のほうで3億円を出資しています。そのお金を金融機関等に預けて、利息が出ます。先ほど申し上げた事業に対しては、その利息をもって助成いたします。基金そのものは5年とか10年の国債とか地方債とか、そういう安定しているものについて、それを買って、利息を生んでそれを活用しているということでもあります。だから、毎年利息が入りますので、それを活用させていただいて助成事業を行うという状況です。

望月委員 では、その3億円に対する利子でその各事業への助成を賄えるということですね。そう理解していいんですね。5年、10年の長期で置くから、その利子で今お話しのように運営できるということに理解していますが、それでよろしいですか。

望月生涯学習文化課長 その時々で3億円の生み出す運用益というのは多くなったり少なくなったりしますが、その中でやりくりしていると。元本である3億円は、崩さないようにして運営していきたいと思っています。

望月委員 わかりました。
もう一点、最後ですが、業務のこの基金の執行体制をどのように諮っているのか、その点をお伺いしたいのですが。

望月生涯学習文化課長 この基金の事業につきましては、先ほどちょっと説明させていただきましたけども、個性豊かな地域文化の向上を図ることを目的に、地域の文化振興事業や文化教養活動等へ助成いたします。その助成そのものが、県の文化振興施策を進める上で極めて有用であるということと、その県の施策に密接に関連しているということから、現在、基金運用をして事業を執行しているところであります。

他委員の質疑・意見 な し

(やまなし文化学習協会について)

望月委員

やまなし文化学習協会についてお伺いします。

まず1点、県民文化ホールの指定管理者の指定を受けられなかったことの影響について。どのように、今後、環境の変化に対応していくのかお伺いします。

望月生涯学習文化課長 県民文化ホールの管理運営業務は、協会運営の大きな柱でございました。今回指定をとれなかったんですけども、男女共同参画センターの指定を受けたとはいえ経営には大きな影響があります。影響ということになりますと、事業規模がかなり縮小せざるを得なくなるということを踏まえて、当然、そうなりますと組織体制の見直しとか歳出の削減が必要になってきます。

今言った環境の変化への対応ということですが、当該職員が22名おまして、それらの職員、今後の組織の改正の見直しとか、経費の削減ということに伴いまして、給与体系の見直しということで検討してきた中で、一部、退職等で協会を去られた方もおりますので、それ以外の方々については、職員の意向とか適性を踏まえて新たな施設の配置転換等を行ったりして、新年度に向けての対応をしてきたところでございます。

さらに、新たに男女共同参画センターの事業を引き受けることになりましたので、理事会等の構成に当たりまして、男女共同参画の識者等にも入っていただいた理事会を構成したところでございます。

望月委員

そうすると、これから男女共同参画センターのほうも入ってもらって、運営自体にも協力してもらおう。また、職員もそうした経験者が入って運営していくということでございますが、そのあたりの、今後の経営健全化プランというのを質問させていただきます。改革内容として今聞いたような状況で、平成25年ですか、山梨県が国民文化祭の開催地ということで、この県民文化ホール等の活用方法、また、事業内容等も出てきますけど、そこらも合わせたこの県民文化ホールの健全経営のプラン、対応をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

望月生涯学習文化課長 文化協会そのものは、県民文化ホールの管理運営から今回外れましたので、協会のつくった経営の健全化プランという観点からいいますと、直接県民文化ホールとかかわる部分の文言等がない状況です。

やまなし文化学習協会の経営健全化プランの改革の方向ということになりますと、先ほど申し上げましたように、文化ホールの管理運営から外れたということで、経営環境もかなり変わります。それを踏まえまして、組織体制の見直しなり、給与体系の見直しを行いました。それらを引き続きどういうふうにやっていくかということと、さらに公益法人の制度の改革になったわけですが、それを踏まえまして、今後、より柔軟な事業展開ができるように、公益財団法人、もしくは一般財団法人の取り組みについて検討していきたいと考えております。

山下委員長

通告書が出ているんだから、もう少し端的に答えないと。突然、質問をされているわけじゃなくて、こういう質問をしますと言っているんだから、もう少し端的に答えないと。言葉だけが踊っていますよ。

仁ノ平委員

続けて、やまなし文化学習協会についてお伺いいたします。

当協会の管理する4つの施設、中でも男女共同参画推進センターの安全確保に関してということで2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、いただきましたこの外部の参考資料の9ページの組織図のことで伺いたいのですが、私はこれを見て、ここまでの資料が必要なのかなと思いました。働いていらっしゃる方の年齢、性別、名前、勤続年数など、大変詳しく出ているのですが、ここまでの資料は要らないのではないかと考えますが、いかがですか。それは、第一に個人情報の保護という観点からなのですが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

望月生涯学習文化課長 出資法人の参考資料といたしまして、組織図と業務分掌表を、組織内で使っているものを利用して作成したものでございます。おっしゃるとおり、ここに書いてあるように相談員さんとか、職員の個人情報がかかなり出ているということで、それを考えますと、もう少し資料も工夫すべき点があったと思います。今後、資料の作成に当たりましては、その他の出資法人等がありますけれど、資料を参考にするなど、職員の安全確保に努めたいと思います。

仁ノ平委員 今、ちょっとお話に出たのですが、もしこれがほかの法人であったのなら、この組織図が詳細過ぎるとは問題にできなかったと思うんです。なぜ取り上げたかという、この施設が相談という業務をしているからであります。この表を見ますと、相談員さん、カウンセラーの方の名前、年齢などが明らかになってしまうわけです。そうした意味で、相談員の方の名前は明らかにすべきではないという考え、それは相談員の方の安全という意味で、私は載せるべきではないと考えたのです。

さらにそのことを深めますと、ちょっとそのこととつながるんですが、いただいた資料の12ページに、下のほうですが、総合相談のカウンセラーの方のお名前がここにも出ております。そして、今問題にしたいのは、その方たちがこの仕事の分掌事項を見ますと、館の受付業務もしているということがここに書いてあるのですが、私はこの方たちはカウンセラー、相談員として、専門職としての勉強をされて採用されたわけですから、受付業務をするのはいかなものかと考えるのですが、どうでしょうか。

望月生涯学習文化課長 おっしゃるとおり、従来、職員の事務ローテーションの関係で、相談員の方にも受付業務を、時には担っていただくことがございます。しかし、今おっしゃるように、相談員の匿名性の確保という観点から、今後は受付業務等はさせないような方向でやっていきたいと考えております。

さらに、事務室等も一般スペースと相談員スペースはパーテーションで区切るなどして、匿名性の確保に留意していくようにいたします。

仁ノ平委員 最後になりますが、男女共同参画推進センターは、ほかの施設と違い、世間で最近深刻になっている問題を取り扱っているということをぜひ自覚していただきたいということから今回の質問をいたしました。自分は何かの被害者であるという方がここを訪れます。ということは、加害者とされている方がいらっしゃるわけで、加害者とされている方が相談内容について不満、あるいは憤りを持って関与しかけることもございます。そうした意味で、相談員の方だけではなく、職員全体の安全確保ということも今後大きな課題だと思いますので、間違えられて被害を受けるということがほかの職員にもあると思うんです。その辺の、館全体の安全意識を高めての運営をお願いしたいということ要望して終わります。ぜひお願いします。

他委員の質疑・意見 な し

(環境整備事業団について)

前島委員

それでは、環境整備事業団につきまして、基本的な考え方を改めて伺いたいと思います。

県民生活環境の確保と産業発展に寄与することを目的にされまして、積年の取り組みの中で、随分苦節を経ながら、明野処分場が稼働の運びになったわけですが、長期借入金16億5,700余万円、短期借入金15億円、合わせて31億5,700余万円が20年度末の借入額と示されています。この問題につきましては、採算性の問題等々を中心に、県議会におきましても、いわゆるいろいろと搬入処理単価をめぐっても議論が展開されたところでございまして、県民の皆さんも大変関心を持っているということ、特に産業廃棄物の処理問題の長年の経緯を考えますと、いろいろと取り組みをしながら、今後の運営に関心が集まっておりますので、ここでまず、現状に沿って、公共関与の原点に立って、今後の対応、基本的なあり方について見解をお願いしたいと思います。

橘田環境整備課長

それでは、御質問にお答えをいたします。

最終処分場につきましては、県民生活の生活環境の保全と、本県経済の発展のために必要不可欠な施設でございます。とかく処分場ということで嫌われ者ではございますけれども、静脈産業ということで、最後の処理をしなければならぬということで、最終処分場は本当に必要な施設です。

ところが、山梨県内には産業廃棄物の管理型処分場というものはございません。安定型の処分場が1つ、それから、自分の会社の自社処分場が1つという状況でございまして、その状況は、平成6年の環境整備事業団の設立以来、現在においても県内の処分場整備状況というのは変わっておりません。したがって、その処分場の整備状況を考えるということと、全国的に、最終処分場の残余年数、あと何年埋め立てられるかということで、非常に逼迫しているということです。

それから、よその県では、他県からの産業廃棄物の搬入規制ということが非常に強まっております。山梨県に産業廃棄物の処分場がないという状況は非常に困ると。こういう状況がまだ引き続き続いていくということでございます。したがって、公共関与によりまして、安全で安心な処分場を整備していくということを県の施策として、環境整備事業団と一体となって進めてきているところでございます。

営業上の課題等々につきましてもいろいろ議論があるわけですが、確かに、社会全体の不況による影響もございまして、搬入の実績については、現在、非常に厳しい状況にはなっております。しかしながら、先ほどお話をさせていただいたように、本県においては、公共関与による処分場の整備が必要であるということをぜひ御理解をいただきたいと考えているところでございます。

あと、御議論をいただいております採算性の課題につきましては、環境整備事業団で本年6月に設置いたしました経営審査委員会で、専門家の皆さんの御意見をお伺いしながら、今御議論をいただいているところでございます。その御議論の状況等も踏まえまして、今後対応について十分検討してまいりたいと考えております。

前島委員

この事業というのは、振り返ると望月県政時代からスタートして、山梨県に、5圏域に産業廃棄物処理場をつくるんだということで、第1号が明野村。そういう計画に基づいて進めてきたんですね。当時は、産業廃棄物を処理するところが民間を含めてほとんどなかったんです。喫緊の課題として、この問題に歴代の県政が取り組んできた。しかし、受け入れ地域問題をめぐって、

いろいろ問題を引きずってきて苦勞をされた。今、明野が稼働するんだけど、これももう限定つき、年限限定がございますよね。こういう状況の中で、リサイクルの技術も民間の活力によって随分今進んできているのは事実だけでも、県は、この公共関与の原点に立って、自信を持ってこの明野処分場の稼働をいかに高いものにしていくか。そして、目的を早く達成していくということに、もっと姿勢の原点に立たなくちゃいけないのではないかと。採算性の議論が先行してしまっていて、公共関与の処分場の問題というのが、何となく事業経営の収支経営のような方向で議論がちょっと過度に進んでいる偏向的な傾向が。私は長い歴史、県政の中にあって見ておりまして、そういう懸念について、もっと県が、このことにしっかりとした理念や考え方を県民にアピールする必要があるのではないかと。今、御承知のように、第2の計画として、笛吹市の寺尾地区にこの計画を今進めていることも事実。そうした問題を含めまして、しっかりとした理念や基本的姿勢、原点について、もっと確固たるものを持つべきだと思っているのですが、その点について、担当部長の所見を改めて伺いたいと思います。

小林森林環境部長 ただいま委員から御指摘があったお話でございますが、御承知のとおり、明野の処分場につきましても15年というような長い経過の中で、この5月20日に開所式、21日から稼働を始めたという状況でございます。非常に、その中で基本的な考え方というのは、やっぱり公共関与による県内初の処分場が稼働し出したという意味は非常に大きいと受けとめております。次期の処分場も、現在、計画を進めております。そんな中で、公共関与ということ、やはり安全性というものにつきましては、環境基準の10倍というような環境の基準のもとに明野も稼働しているということがありまして、その公共関与による基本的なものにつきまして、やはり安全性とか安定的に最終処分ができるというものを県内に確保するということが基本的な課題であると思います。そんな中で第2の処分場につきましても、現在、計画を進めているわけですが、その点については変わらない姿勢であると。収支の話も出てきているわけですが、それも1つの大きな課題ではあるかと思いますが、公共関与といった基本的な考え方につきましては、やはりしっかりとした説明もしていく必要があると思います。さらにそんな御指摘を受けましたので、その視点に立って進めていきたいと思っております。

前島委員 公共関与をするという、こうした処理場問題というのは、採算がとれるわけがないんですよ。それが原点なんだよね。その原点をしっかりとPRできないようだったらだめなんです。これは、それは採算がとれるわけがない。そして、山梨県から出た廃棄物を他県に迷惑をかける、他県に搬出するということが失礼なことだという原点を確認しなければいけない。これは、もう民間のもちろん技術が高くなってリサイクルということもあるけれど、それではとても間に合わないわけですから、これからの県の姿勢としたら、このことについて、採算性ということは第二に考えていかなければいけない。そのために公共関与という取り組みをしているわけでしょう。そのことについて、いま少し県執行部は論点の整理をして、県民にこのことをやっぱり周知すべきだと思う。

先日、私も横内知事にこのことについて1つの考え方をお伝えしてきました。やっぱり、歴史的な取り組みを高く評価すべきだと。その上で、このことは、不採算性の事業だけでも、他県に持ち出すような迷惑をしてはならないという原点が、県内処理、自県内処理をしていくんだということで公共

関与の取り組みをしてきた。この歴史を、4代にわたる知事の県政の流れの中で取り組んできた歴史の第1号である。この認識を、いま少しきちっと執行部は県民に示していく。そういう、採算性が先に先行するような議論は、やっぱり避けていくべきことだと思うんですね。そのためには、皆さんがきちっと、環境山梨をつくっていく、クリーンな山梨をつくっていくために、この事業は採算を超えて頑張らなくちゃならない事業だと。だから、県内の業者に対して、この稼働に当たっては、もうその単価問題についてもできるだけサービスで、できるだけ努力をしてあげて、そして、つくった、たくさん投資をしてきた、あの明野村の周辺事業整備を含めて、どのぐらい莫大な金をかけているかということ。それは、御承知のようにフラワーセンターの問題を含めまして、もう本当に長い間この問題は取り組んできた経過がありますけれど、そういう点について、確固たる考え方を持って、さらに県民の皆さん方に御理解を賜って、そして県内の業者に対して最もサービスの高い搬入単価で頑張っていくと、こういうことで目的を期限内に達成していくということが必要ではないでしょうか。改めてもう一度お願いしたいと思います。

小林森林環境部長 委員から御指摘の部分につきましては、さらにしっかり受けとめまして、県民に対してしっかりと説明等もさらにしていく必要があると思っておりますので、その点で御理解いただきたいと思えます。

また、先ほど課長からの話がありましたように、経営審査委員会におきまして、現在、議論をしております。さまざまな点も議論の中で集約されてくるとは思いますが、環境整備事業団のほうでも、関係の業者等々へ、積極的な経営努力も現在しております。非常に不況の状況があるということも、入らないという状況にもあると受けとめておりますけれども、その中においてもしっかりと活用していただくということも大事だと受けとめておりますので、委員の御指摘を受けとめる中で、さらにしっかり対応していきたいと考えております。

他委員の質疑・意見 な し

((財)山梨県林業公社について)

前島委員

それでは、私が提出した最後の。林業公社は、森林資源の造成、森林整備、林業の普及啓発、担い手の確保、農山村経済の振興発展を目的に設立されているわけですね。しかしながら、公社運営の現状は極めて厳しい環境にさらされていることは御承知のとおりであり、我々も深く理解しているわけであります。その中で、造林事業でありますとか分収育林事業、受託事業を含めて、取り組みが非常に消極的という状況で推移しておりますことは、78%を山林、林野が占める本県の山林の育成管理の上からも、そして農山村の活力ある地域自治の上からも、非常に残念に思っております。特に20年度は、一部事業であります造林事業、分収育林事業などを中止しているという状況であります。また、さらに林業公社の経営の中で大きくなっておりますのは、長期借入金の224億2,400余万円の対策をどのように進めていくかという長期借入れ問題も頭痛の種だと思うのでございますが、平成19年に林業公社の経営計画の策定と、今後健全化プランの実効性を、皆さんが具体案ということで、果たして大丈夫かということもお伺いしたり、今申し上げた点について所見、お考えをお聞きしたいと思います。

宇野森林整備課長 林業公社につきましては、昭和40年に設立されまして、分収造林事業を

主体としまして、平成7年度には県内の8,000ヘクタールの民有林におきまして分収造林を行ってきたということでございまして、設立目的であります森林の整備ということに貢献してきたところでございます。

しかしながら、ただいま御指摘がございましたように、事業につきましては木材価格の低迷という厳しい状況を受けまして、事業経費を抑える必要があるということで、新たな分収育林、あるいは分収造林事業の新規の設定ということは休止しておりまして、現在ではこれまでに造成した森林の整備ということを主体に事業を行っているところでございます。

また、県の施設等の指定管理者としての受託事業につきましても、平成21年度に更新が図られまして、そちらのほうも、現在、継続して実施していただいているところでございます。

こうした中で、先ほどもお話がございました林業公社経営計画ということで平成17年度に策定をしまして、従来の日本政策金融公庫借入金というものがございしますが、そちらのほうの債務の圧縮ですとか事務処理の効率化、あるいは必要最小限の要員規模への人件費の削減ということで、経営改善の取り組みもしているところでございます。

県の出資法人健全化プランということで、昨年度に策定されておりますが、これにおきましては、先ほど申し上げました経営計画の着実な実施、現在問題になっております超過債務の解消、あるいは新たな公益法人制度への移行ということで、こういったものを23年度までに取り組むこととしておりまして、現在、分収林のあり方を踏まえた経営改善、あるいは超過債務の解消手段ですとか、公益法人の移行などにつきましては、外部有識者からなる県出資法人経営検討委員会において検討を行った上で、今後の林業公社のあり方について明らかにしていく予定です。

前島委員

単年度の状況を見ますと、事業収益が約4,000万円ですね。それから、補助金が約1億6,000万円ですね。それから、交付金が3,270万円、合わせて2億3,000余万円程度ですよ。ずっと見てくると、本当に補助金、交付金なんかも減っていますよね。これで事業収益というのは、少しも希望の活路がないのかどうか。この点についてちょっと聞かせてもらっておきたいと思えますね。

宇野森林整備課長

林業公社の事業収益でございしますが、一番大きいものは造成した森林からの伐採収入ということがございますが、先ほども申し上げたとおり、木材価格の低迷というところで、現在のところ伐採、今主体になっているのは間伐が主体になっておりますが、なかなか収入のほうが確保できないということになっております。あと、契約が満了した森林につきましては、主伐ということで、山を皆伐するようなことも当初の契約では想定してございましたが、現在の材価の中では皆伐をしてもなかなか収入が思ったほど見込めないということで、伐期の延長等を行って、さらなる収入の確保に努めたいということになっておりまして、現在そういった意味では、森林からの事業収益というのはなかなか厳しい状況になっております。

そのほかの、指定管理者等で補助金をいただいたり、あるいは造林の補助金をいただいたりということでございますが、そういう点につきましては、それぞれの事業で実施する経費ということでございますので、現在なかなか、収入を今後どうやって確保していくかという部分は大きな課題であると考えております。

前島委員

それから、今申し上げましたように、この長期借り入れの224億余万円については、これは国の制度資金なんだよね。農林漁業資金に関係する。政

府に対して、国に対して、この長期借入金について、どんなふうな接点を持ちながら、どんなふうな交渉過程を続けていくのか。そういう点についてちょっと聞きたい。

宇野森林整備課長 この林業公社の問題につきましては、我が県のみならず、全国的な問題になっておりました。国のほうでも、昨年来、検討会も行われておりました。それにつきましては、先般報告が出たところでございますけれども、なかなか、御案内のとおりかと思いますが、制度金融ということで、借りた元本までをすべてないものにするというようなことは、なかなか厳しいというような見解でございます。これにつきましては、ことしの春、知事さんにも、国のほうへ直接陳情に行っていたり、あるいは知事会のほうでも議題として提案させていただいたりということで、いろいろ国のほうには働きかけをさせていただいているところであります。

一方で、国のほうとしましては、なかなか各県で、いろいろと林業公社の状況が違うということもあり、なかなか全体的な支援策が、大きく抜本的なものが、現在、打ち出しづらいというようなことを聞いているところでございます。

前島委員 新しい、この森林環境税みたいなものが創設できれば、それで助かるような感じがするんですけども。それもなかなか難しい問題ですが、いずれにいたしましても、林業公社が事業収益、補助金、それから交付金を含めて、2億3,000万円程度の予算規模で展開をしているという、このこと自身がこれだけの山国、山梨県の状況の中で転換きわまりない状況だというふうには、本当に御推察申し上げているところであります。委託事業は別として。しかし、この借り入れの問題という、横たわる大きな問題を含めまして、いま少し林業公社の活性化、全体の活性化をどう図っていくか。山梨県にとってメインな公社の1つだと思うんですね。全国に非常に特出した事業展開が表に立っているように思うんですね、山国だけに。その点で、最終的に、部長に所見をちょっと伺って終わりたいと思います。

前山林務長 今、活性化というような言葉をいただきましたけれども、やはり活性化しない原因というのは、やはり山が循環していかないということだろうと思います。ただ、片方では昭和30年代から40年代にかけて拡大造林という国の施策のもとで林業公社の造林事業が始まっているという経緯の中でいいますと、今8,000ヘクタールの造林地を造成してまいりましたけれども、やはりなかなか今の木材価格の中では、転換という形ではなかなか更新していけないというものもございまして。

先ほど来、森林整備課長から申し上げておりますように、そういう峻別につきまして、ことしの3月に経営健全化プランというものをつくりまして、今後、経営検討委員会でも検討していただくわけですが、やはり一番大事なことは、1つには、次の世代に向けて山を、8,000ヘクタールをどういうふうによく維持していくかということかと。もう一つは、やはり負債の点でいいますと、どれだけ県、あるいは県民の負担を軽くして山を維持していくかということに尽きると思っておりますので、先ほど来申し上げておりますように、森林所有者、公社、それから県と、やはり施策的に誘導していただいた国、公庫、それから全国的に36都道府県に40の公社があるわけでございますけれども、1兆円を超える負債を抱えているということでございまして、それらとの連携も含めて、今後、三セクの改革という中で鋭意努力してまいりたいと思っております。

他委員の質疑・意見 な し

(山梨県道路公社について)

中込委員 道路公社の有料道路事業のうちの雁坂トンネル有料道路の経営についてお伺いしたいと思います。

国道140号、西関東自動車道は、山梨県にとって、北関東とを結ぶ重要なパイプであると認識しております。このあいだの調査の内容から、平成20年度において、雁坂トンネルの通行台数が前年度の19年度と比較してかなり減少しているという状況ですが、減少した理由等について、まず御説明願います。

上田道路整備課長 現状ということで申しますと、委員がおっしゃられたとおり、対前年度比、平成19年度に対しての交通量ですけれども、約11%の減であります。付け加えますと、開通時からの交通量からいいますと、平成10年4月に開通いたしましたして、このときがピークの交通量でございましたが、平成11年には概ね69万2,000台、その7年後、平成18年には65万4,000台ということで、減っている傾向にはございますが、ほぼ横ばい、やや減少ということでございました。

ところが、平成19年度、平成20年度には、各々10%、11%、交通量が落ちています。その原因ということでございますけれども、我々とする、増加策について、それなりに図ってきましたけれども、大きな話とすると、経済の低迷ということが言えると思います。個別要因といたしましては、平成19年6月に圏央道が開通しておりまして、対抗路線である圏央道の方にまわってしまったと。さらに、予期せぬことといたしまして、ETCの割引が始まりまして、さらに圏央道の方が有利になったということがあろうかと思えます。それから、ガソリン価格が高騰したとか、国道140号の山梨県側の道路整備はかなり進んでいるんですけれども、峠を越えて埼玉県側の秩父あたりの道路整備がなかなか進んでいないというのも減少の原因になっていると思います。

中込委員 もろもろの原因は理解しました。で、21年度に入っても同じような状況なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

上田道路整備課長 この8月までのデータがとってありまして、それを見ますと、9%の減ということでございます。中身を見ますと、休日の交通量が12%、平日の交通量が6%、トータルで約9%の減ということでございます。特に休日の交通量が減っているわけですけれども、ことしの4月からのETCの車の1,000円割引によって、さらに圏央道にまわられてしまったのかなと。

我々も、雁坂トンネルを通っていただくために、花園インターから甲府南インターまで、雁坂トンネルを通っていただければ1,260円ですと、圏央道を通ると4,000円以上ですと宣伝していたんですけれども、それが1,000円と逆転してしまって、実態とすると、8月までの平均で9%の減と大変厳しい数字が出ています。

中込委員 この間の選挙で民主党が政権をとることになったと。地方の高速道路を無料にすると。それを含めると、先ほど課長にご説明いただいた中では、ますます通過する台数が厳しくなると予測されると、私も思います。

この雁坂の有料道路の交通量が減少する中で、経営的に、これからどのように対処していこうとお考えなのか。重要道路ということで計画されてやってきたことについては、可とするのですが。

上田道路整備課長 平成20年度は、平成10年に立てた当初計画の交通量の58.9%、約6割程度の交通量になっております。料金収入については、さらに、45.2%ということで、半分以下になってしまったという実態があります。この数字の乖離は、単価が安い軽乗用車が増え、単価の高い大型車が思ったほど伸びていないということで、このような数字になっています。

現在の状況、平成20年度ですが、料金収入約4億600万円に対して、道路管理費、一般管理費を維持管理費として比較すると、まだ料金収入の方が上回っているという状態ではあります。

ただ、今後、借入金が増えるとか、交通量の減少が続くといったことが予想されるわけですので、交通量が減ったのだから、その管理水準に見合った経営改善計画を策定する必要があると思っています。今年度中に策定を終えて、委託しているパトロールとか料金収入とか監視経費等の委託経費をもう少し削減したり、今までもやってきたが、国道140号の魅力等を伝えるPR活動をしておいでいただく観光客をふやすことを考えています。

中込委員 今、課長から計画の見直しをお聞きしました。

せっかく道路ができてここまで来たのですから、積極的に、今のような経済活動に寄与する、あるいはいろいろなPRをする等で、見直していただいて。

道路というのは、スピードを重視する、あるいは観光等、いろいろな目的で使うと思います。長所、短所を認識しながら前向きにやっていただければと思っています。

他委員の質疑・意見 な し

((財)山梨県下水道公社について)

河西委員 下水道公社についてお伺いしたいと思いますけれども、御存じのとおり、流域下水道の維持管理ということで、県には4つの浄化センターがありますが、富士北麓、峡東、釜無川、桂川、これらは下水道公社に委託して運営しているということですのでけれども、現在、流域下水道を持つ42都道府県のうち、公社委託としているところは幾つあるのか。それからまた、公社へ、県は職員を何人ぐらい派遣しているのか、それを最初にお聞きしたいと思います。

小野下水道課長 全国の公社委託の状況でありますけれども、委員の質問にありましたとおり、全国で流域下水道を持つのは42都道府県でございます。そのうち、本県も含めまして27県が下水道公社を有しております。そして、すべての公社が流域下水道の維持管理を受託している状況でございます。

また、職員の派遣につきましては、本県におきましては下水道公社に4名の職員を派遣しております。本県を除く全国の下水道公社の平均で申しますと、1下水道公社当たり平均で11.6人の職員が県から派遣されている状況でございます。

河西委員 県では4名ということで、全国的には11.6人。少ないからといって評価というものちょっとわかりませんが。

それでは、この下水道公社ですけれども、運転管理、また、汚泥処理というものは民間に委託しているようではございますけれども、その内容と、その民間委託のメリットということにはどういうものがあるわけですか。

小野下水道課長 まず、運転管理の民間委託につきましては、運転管理に係る実務を、柔軟

な人員配置が可能な民間業者に委託しているということでございます。そして、公社職員につきましては、民間業者に対しまして指示、監督することで効率的な業務体制としております。

特に、異常時におきましては、公社職員が現場の処置やメーカー対応等を的確に判断して指示することによりまして、速やかな対応が可能な体制となっております。安定した下水処理を行っている状況でございます。

次に、汚泥処理の民間委託につきましては、下水汚泥が産業廃棄物でございますので、関係法令に従って適正に処理しなければならないという条件がございますので、廃棄物処理の許可を持つ民間の受け入れ先を活用いたしまして、肥料やセメント原料として有効利用しているのが現状でございます。

河西委員

今、お答えいただきましたけれども、汚泥について肥料やセメントということで、原料として有効利用しているということですが、これはすべての汚泥が有効利用されているという理解でいいのかということと、また、今後汚泥というものはだんだんふえると思うんですよね。そのふえてくる汚泥の処理というようなことを、どのように今後の対策として考えていくのかお聞かせ願いたいと思います。

小野下水道課長

下水汚泥の有効利用につきましては、本県の流域下水道から発生します脱水汚泥が昨年度実績で年間2万3,000トンございました。その2万3,000トンのうち、50%を県内の肥料会社、これは産業廃棄物の中間処理をとっている肥料会社でございますけれども、そこをお願いをし、残りの50%を埼玉県のセメント工場に。これにつきましても産業廃棄物の中間処理をしている業者でございます。そこに委託をいたしまして100%の有効利用を図っているところでございます。

しかし、委員の質問にありまして、汚泥の発生量につきましては、今後、下水道の普及が進むにつれて年々増加してまいります。現在の処分先での受け入れ可能量が先行き不透明な部分もございますので、本年度、本県の実情にあった汚泥処理計画を策定し、今後の汚泥の安定処理を図ることとしていきたいと考えております。

河西委員

今、処理計画を、今後、策定するということですが、その処理計画といえますか、具体的にふえてくる処理の方法といえますか、例えば焼却とか、いろんなことも考えられるんですけれども、どのような処理方法を具体的に考えておられるんですか。

小野下水道課長

処理方法といたしましては、近年、汚泥の有効利用という部分で、汚泥から発生します消化ガスを利用したりする方法、燃焼するのにもダイオキシンが出ない燃焼方法とか、あるいは焼却した場合の焼却灰につきましてセメント原料として有効利用する方法などいろいろございます。現在の委託処理もでございます。それとバランスよく、今後処理していくにはどのようにしたらいいかというふうな観点で処理計画をつくっていききたいと考えております。

河西委員

ありがとうございます。あと、コスト削減についてちょっとお聞かせ願いたいのですが、下水道になれば大変水質も改善されて良いということですが、構成している市町村は、建設費、維持管理費の両方を負担しているわけですが、今、各市町村も大変厳しい財政状況だと思います。この維持管理負担金の負担割合というのは、どのような基準で算出しているのかお聞かせ願いたいと思いますし、また、財政が厳しいということで、維持管理費の縮減というのが大変大事じゃないかなと思います。その中で、下

水道公社も平成14年にコストの縮減検討会というものを設けて検討してきたようでありすけれども、その内容と、これまでの実績がどうなっているのか。また、今後もっともっとコストの削減ということが必要だと思いますので、今後のコストの削減計画がどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

小野下水道課長

まず、流域下水道の維持管理負担金につきましてお答えいたします。

維持管理負担金につきましては、計画流入水量の割合に応じまして、構成市町村に負担していただいております。その年度が終わった時点で実績水量及び維持管理費が確定するわけでございます。確定したところで実績の数量に基づく負担割合で負担していただくという清算をしております。

次の維持管理費のコスト縮減ということでございますけれども、委員御発言のとおり、下水道公社におきましては、平成14年度にコスト縮減検討委員会を設置しております。それ以後、公社の実施する個々の業務内容及び実施方法等を見直しまして、必要な改善等を行ってきているところでございます。

具体的な例といたしましては、汚泥処理設備を変更いたしまして監視要員の減員を行ったこと。具体的に申しますと、旧来の機械で見ますと監視要員が常についていなければならなかったのですが、機械の進歩によりまして、監視要員がいなくても監視ができるというような状況になりましたので、監視要員を減らすことによりまして、年間では365人分減るといような削減を図ったこと。あるいは、業務委託におきまして、集約できる業務を集約いたしまして、委託の諸経費の縮減を図ったこと、また、過去の下水道公社の管理データの蓄積の中から、機器の分解点検の周期を長くしたというようなことで、さまざまなコスト縮減に取り組んでいったところでございます。

今後も、現在、県で策定しております長寿命化計画に基づきまして、機器の長寿命化対策の実施をすることや、また、業務内容、再委託手法の見直しなどを進めまして、さらなる業務効率化を図ることによりまして、コスト縮減を図っていきたいと考えております。

河西委員

ありがとうございました。いろんな議論や先ほどの検討会等を通じて、これからもより効率化を図っていただきたいということをお願いして、終わります。

他委員の質疑・意見 な し

(出資法人全体について)

望月委員

最後になりますが、総括の中で、県出資法人に対する県職員の派遣、また、県職員OBの受け入れ状況、これは今、国でも、非常に経済情勢、財政状況が厳しい中で争点として問題に取り上げているわけですが、過日、山梨県においても、横内知事から、新聞等でも、県職員OBの派遣、経験者を出資法人が採用、受け入れるとのことで、出資法人の運営上も非常に敏速に、また円滑にできるという報告もありまして、このことに対し、県民も非常に、今こういう御時世でございますから、関心を持っている点ではないかと思いますが、この点について受け入れ状況等をお聞かせ願いたいと思います。

末木企画課長

県職員の派遣につきましては、平成21年4月1日現在、16法人に49名の県職員が派遣されています。このうち理事長、専務理事など常勤の役員として派遣されていますのは4法人4名であります。

それから、県職員OBの受け入れについてですけれども、同じ平成21年4月1日現在の統計では、常勤役員として40法人中19法人に21名の県OBが就任している状況であります。

望月委員

常勤、非常勤の状況をお伺いしたわけですが、こういう中で、40法人のうち16法人へ、現職員の派遣が、また、受け入れが図られているということですが、これは、今後とも県民の理解を得られるような対応をしていかないと、これから財政状況も厳しくなる、また、県民もこういうことに目を向けてくると思いますので、この点をよろしく、要望しておきます。

河西委員

出資法人改革推進プランについてお聞きしたいと思います。

出資法人改革推進プランは、何回も見直しがされてきたということですが、平成17年度末に策定した県出資法人改革推進プランでは、平成18年度から20年度までの3年間の重点項目や数値目標を定めて改革を推進する、というような内容だったと思いますが、改革された具体的な内容と、数値目標の達成率をお伺いしたいと思います。

末木企画課長

県出資法人改革推進プランにおきましては、改革の重点項目を定め、取り組みました。

重点項目ごとの改革された内容ですが、まず1点目は、出資法人の組織、給与等の適正化について、であります。これにつきましては、効率的な組織体制に見直し、非常勤職員等の活用による柔軟性のある組織となるよう取り組みました。また、給与、手当を見直し、給与カット等を行うことで人件費の抑制を図りました。

2点目は、出資法人の財務状況の改善について、であります。これにつきましては、公益法人会計に適切に対応するよう改善しました。また、業務の見直しなどによる管理費等の節減に努めました。

3点目の県関与の見直しにつきましては、県職員の派遣について見直しを行い、県派遣職員の削減を行いました。補助金等の県支出金につきましても、必要性、経済性等の観点から見直しを行いました。

最後に、4点目の情報公開の推進につきましては、事業報告、財務諸表等について、県のホームページ等において積極的に公表いたしました。

続きまして、プラン策定年度の平成17年度を基準年として、平成20年度の目標をそれぞれまとめました。その結果を報告いたします。特に役員数につきましては、754人が670人となり、84人、11.1%の削減を達成し、目標を1人上回りました。職員数につきましては、1,025人が938人となり、87人、8.5%の削減を達成し、目標を2人上回りました。管理経費につきましては、約63億円が約54億円余となり、約9億4,000万円、14.9%の削減を達成し、目標を8,000万円程度上回ることができました。県の支出金につきましては、約48億円が約40億円余となり、約7億4,000万円、15.3%削減し、目標を2億円程度上回ることができました。ただ、この削減した数字には、昨年度行いました米倉山造成地に係る土地開発公社の損失補填補助22億円は含まれておりません。これについては、プランの策定時に米倉山についての債務の処理方針がまだ決定されていませんでしたので、除いてあります。

河西委員

ありがとうございました。細かく数字等でお示しいただいたわけですが、すけれども。

次に、この県出資法人改革推進プランは、対象法人を選んで、経営計画とか事業運営合理化計画を策定していない法人は、策定又は改定して法人の合理化

などを進めていくとされていますけれども、これの具体的な進・状況をお聞かせ願いたいと思います。

末木企画課長 先ほども、県出資法人改革推進プランの数値目標及びその達成状況をご説明させていただきましたが、その他に、経営合理化への取り組みといたしまして、改革推進プランでは、中長期的な経営合理化を図るべき法人として14法人をプランの中に位置づけし、経営計画の策定あるいは改定を実施することとしたところであります。このうち11法人が平成18年度中に完了し、2法人が19年度中に完了いたしました。残る1法人につきましては、先ほど質疑の中に出てきましたように、道路公社となっております。道路公社につきましては、先ほども話しましたが、圏央道の開通等、経営環境が非常に変化しました。また、20年度には、経営計画策定に向けて作業を進めて参りましたが、ことしから始まりました高速道路の料金引き下げ等の影響が予想以上に大きくなりましたので、現在、今年度中の策定に向けて見直しを行っているところであります。

河西委員 ありがとうございます。今、お答えいただいたんですけれども、何か改革が進んでいるような気がいたしますけれども、頑張っていたかと思えます。

それから、19年度のこの委員会で、いわゆる3公社といいますか、土地開発公社、道路公社、住宅供給公社の一元化について質疑があり、この点について、県出資法人改革推進プランでは、役員の共通化、3公社の一元化を検討するというような答弁があったと、議事録にありましたけれども、その点はどうなっていますか。

末木企画課長 3公社につきましては、管理経費の節減を図るために、平成15年度に、まず3公社の管理部門を一元化いたしました。さらに、簡素で効率的な意思決定と柔軟な組織体制を目指すということで、平成20年度からは共通役員制を導入いたしました。組織も山梨県地域整備公社として実質的統合を図りました。これにより、役員、職員数の削減が進みました。管理部門の一元化によりまして、年間約1,900万円程度の経費の削減となりました。また、共通役員制と組織の実質的統合によりまして、役員数が28人から8人に、職員数が57人から51人へ減員となり、概ね5,000万円程度の経費の削減となっております。

河西委員 管理部門は一元化できたということ、また、役員の共通化もできたということですね。

次に、ちょっとわからないんですけれども、経営評価システムというのはどういうものか、お教え願います。

末木企画課長 経営評価システムというのは、出資法人の運用水準、経営の健全化とか、透明性を確保することを目的にするものですけれども、法人が、計画、実行、評価、改善という、いわゆるマネジメントサイクルの考え方を導入いたしました。定期的に、継続して出資法人の経営評価を行うものでありまして、平成19年度から本格的に運用しております。具体的には、まず出資法人が自ら「目的適合性」、「計画性」、「組織運営の適正性」、「財務状況」、「効率性」の5分野について30余項目で評価を行いまして、自主的な経営改善を実施します。この経営改善につきましては、今度は、県が、法人の自己評価や対応策について、県職員で構成する経営評価委員会、あるいは外部の有識者を交えた経営評価アドバイザー会議によりまして、再度、その内容について統一的な観点から経営判断

を実施いたしまして、4区分で評価をし、経営状況に応じた指導監督を行っています。そしてその結果については、ホームページ等で公表しております。ちなみに、平成20年度につきましては、33法人を対象に、19年度決算に基づき経営評価を実施いたしました。評価結果が概ね良好であるとされたA評価が17法人、改善の余地があるとされたB評価が10法人、至急改善を要するとされたC評価が2法人、抜本的に見直すことの検討もされたいとされたD評価が3法人、この3法人につきましては、土地開発公社、林業公社、住宅供給公社となっています。なお、環境整備事業団につきましては、まだ、事業処理がない段階ですので、書面での評価はしていません。

河西委員

ありがとうございました。この出資法人の改革というのはいろいろな角度から進めていただいておりますし、今、説明していただいたように、成果も出てきている気もいたします。しかし、まだまだ課題があるような、改革しなければならない点もあると思います。

この間の7月13日の総括説明の際に、企画部長の方から、県出資法人改革推進プランの次期計画にあたる、県出資法人経営健全化プランを策定したという説明もありましたけれども、今、大変厳しい時代でありまして、県民もいろいろな意味で耐えているわけでありますので、ぜひ、みんなで知恵を出し合って、なお一層、強力に進めていっていただきたいとお願いして終わります。

他委員の質疑・意見 な し

その他 ・委員長報告の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

県出資法人調査特別委員長 山下 政樹